



愛媛労働局発表
令和6年5月31日

【照会先】

愛媛労働局総務部労働保険徴収室
室長 宮田 宏司
室長補佐 河村 貴子
(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

令和6年度「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります

申告・納付の手続は**6月3日(月)から7月10日(水)まで**

愛媛労働局管内の11会場で年度更新申告書受付会を開催

愛媛労働局は、「労働保険の年度更新」にあわせて、県内11会場、延べ16回の年度更新申告書受付会(臨時の集合受付窓口を設置)を開催します。受付会の開催日時及び開催場所の詳細については、別添1の「労働保険年度更新申告書受付会のご案内」をご覧ください。

なお、年度更新は電子申請または郵送による申告の受付も可能です。特に、電子申請については、別添2のリーフレットに記載のとおり、いつでもどこでも手続きでき、窓口への移動コスト、待ち時間や郵送コストなどを削減できる等のメリットがありますので、積極的な電子申請のご活用をお願いします。

電子申請の詳細については、厚生労働省HPにおける労働保険電子申請に係る特設サイトをご活用ください。

また、電子申請では、デジタル庁が提供するGビズID(一つのアカウント(ID・パスワード)で複数の行政サービスにアクセスできる認証システム)の活用を推奨します(GビズIDがあれば、電子申請に際して電子証明書の取得が不要となります。また、現時点ではGビズID取得に手数料はかからず、有効期限も設定されていません。)

GビズIDアカウントの取得方法も含め、詳細は、次のQRコードから労働保険電子申請に係る特設サイトをご覧ください。



県内の年度更新対象事業場数は約41,000件で、これらの事業場が、提出期限の令和6年7月10日(水)までに適正申告及び適正納付をしていただくことが、労働行政の根幹をなす労働者のセーフティネット確保のために非常に重要となっていますので、ご理解いただき、適切に労働保険の年度更新手続きをしていただくよう、お願いいたします。

(労働保険の用途については、別添3の「労災・雇用保険制度周知用リーフレット」をご参照ください。)

○ 労働保険とは・・・

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した名称です。

労災保険は、業務上や通勤途上の傷病に対する補償、雇用保険は、労働者が失業した場合の失業等給付などに支出されており、ともに労働者の重要なセーフティネットです。

○ 年度更新とは・・・

労働保険の保険料は、労働者を雇用する事業主が、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局等で手続を行っていただくこととなっています。なお、政府は行政手続コストを削減するため、電子申請の利用促進を図っており、資本金が1億円を超える法人等におかれては年度更新に関する申告書を電子申請でお願いしています。

労働保険年度更新申告書受付会開催のご案内

別添1

愛媛労働局労働保険徴収室

今年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6月3日(月)から7月10日(水)までです。

下記日程にて労働保険年度更新申告書受付会を開催しますので、ぜひ最寄りの会場を御利用ください。

地区	開催日	時間	会場	所在地
松山	6月19日 (水)			
	6月20日 (木)	9:00 ~ 16:00	愛媛労働局 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
	6月21日 (金)			
	6月24日 (月)	10:00 ~ 15:00	久万高原町産業文化会館 研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
	7月8日 (月)			
	7月9日 (火)	9:00 ~ 16:00	愛媛労働局 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
新居浜・西条・四国中央	6月25日 (火)	10:00 ~ 16:00	四国中央市福祉会館 4階 多目的ホール	四国中央市三島宮川4-6-55
	6月26日 (水)	10:00 ~ 16:00	新居浜市市民文化センター 別館4階 大会議室	新居浜市繁本町8-65
	7月1日 (月)	10:00 ~ 15:00	西条商工会館 4階 大ホール	西条市朔日市779-8
今治	6月28日 (金)	10:00 ~ 16:00	テクスポート今治 2階 中ホール	今治市東門町5-14-3
八幡浜・大洲	7月3日 (水)	10:00 ~ 15:00	愛媛県建設業協会西予支部 会議室	西予市宇和町卯之町4-645-1 4-700 ※
	7月4日 (木)	10:00 ~ 15:00	八幡浜みなと みなと交流館 多目的ホール	八幡浜市沖新田1581-23
	7月5日 (金)	10:00 ~ 15:00	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール	大洲市東大洲270-1
宇和島	6月27日 (木)	10:30 ~ 14:00	愛媛県建設業協会 南宇和支部	南宇和郡愛南町御荘平城3041
	7月2日 (火)	10:00 ~ 15:00	宇和島労働基準監督署 3階 会議室	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎

- ・ 年度更新申告書の記入方法等については、コールセンター(0120-405-082)へお問い合わせください。
- ・ 上記受付会以外での申告・納付は愛媛労働局労働保険徴収室(電話089-935-5202)又は最寄りの労働基準監督署へ。
- ・ 電子政府の総合窓口(e-Gov)から電子申請・電子納付がご利用可能です。(<https://www.e-gov.go.jp/>)

※ 7月3日の愛媛県建設業協会西予支部の受付会は、移転後の会場を予定しておりましたが、工事延期により従前の会場での開催となりますのでご留意願います。

※ご注意 「廃業した」「労働者を使用しなくなった」「申告時に納付できない」これらの場合でも申告手続は必要です。



電子申請義務化の対象事業所以外の事業場においても積極的に電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中、都道府県労働局や労働基準監督署の受付窓口が来庁者の方で混雑いたしますが、電子申請をご利用いただければ、いつでもどこでも待ち時間なく申請することができます。

電子申請のメリット

スピード申請！



前年の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げるので、簡単＆スピーディに申請できます。

24時間、365日いつでも申請可能！



窓口に出向く必要がないため、待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請ができます。

無駄な時間、コストの削減！

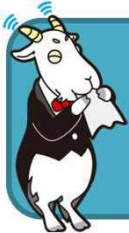


窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費、書類を郵送する費用等を削減できます。

電子申請の進め方

事前準備

電子申請を行う場合は、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（環境の確認、ソフトのインストール）などが必要です。



電子申請を開始するために必要となる初期設定のお手伝い等を**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は別途同封しているリーフレット、若しくは労働保険の電子申請に関する特設サイトへ！



e-Govにアクセス

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

e-GOV ポータル

English

サイト内検索

行政機関横断検索

Google 提供

Q

行政サービスや施策に関する情報をご案内します。
政策に対する意見の提出ができます。

e-Govのサービス



電子申請

行政機関に対する申請・届出等の手続きができます

「電子申請」を
クリック！



法令検索

現行施行されている法令を検索できます



データポータル

行政機関のオープンデータを横断的に検索できます

事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。
以下、令和4年度の実績をお知らせします。

労災保険料

令和4年度の労災保険料などの収入 約1兆1,779億円
(うち保険料収入は約8,617億円)

労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,023億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

令和4年度は、約77.7万人に新規の療養(補償)等給付や休業(補償)等給付を行うとともに、約19.5万人に労災年金を支給しました。

具体的な給付内容と、それぞれの給付総額は、右の通りです。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,023億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)等給付	2,414億円	30.1%
	休業(補償)等給付	1,362億円	17.0%
	傷病(補償)等年金	234億円	2.9%
障害	障害(補償)等一時金	378億円	4.7%
	障害(補償)等年金	1,363億円	17.0%
死亡	遺族(補償)等一時金	162億円	2.0%
	遺族(補償)等年金	1,999億円	24.9%
	葬祭料等	18億円	0.2%
その他	介護(補償)等給付	79億円	1.0%
	二次健診等給付	15億円	0.2%

② 社会復帰促進等事業 (742億円)

被災した労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、右の3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の内容
社会復帰 促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等 援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生 確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策、長時間労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払する事業などを行っています。

ホームページでも紹介しています

社会復帰促進等事業

検索



③ その他 (1,103億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (1,941億円)

労災保険給付費や収納済の保険料(建設工事などの有期事業分)で、翌年度に係る分などを繰り越しています。

上記のほか、お支払いいただいた労災保険料の一部は、労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金として積み立てています。

詳細は、ホームページをご参照ください

労災保険 積立金

検索



※ 労働保険料と併せて納付していただいた「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」(40億円)は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

雇用保険料

令和4年度の雇用保険料などの収入 約3兆8,919億円
(うち保険料収入は約2兆2,428億円)

※ 失業等給付及び育児休業給付の保険料は労使折半でご負担いただいております。

失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業、就職支援法事業など、以下のように使われています。

① 失業等給付 (1兆1,552億円)

- ① 労働者が失業した場合、
- ② 労働者が自ら教育訓練を受けた場合、
- ③ 労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、

生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

令和4年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約112万人に給付を行いました。具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	11,552億円	100.0%
一般求職者給付	6,828億円	59.1%
高年齢求職者給付	856億円	7.4%
短期雇用特例求職者給付	124億円	1.1%
日雇労働求職者給付	41億円	0.4%
就職促進給付	1,605億円	13.9%
教育訓練給付	266億円	2.3%
高年齢雇用継続給付	1,755億円	15.1%
介護休業給付	77億円	0.7%

② 育児休業給付 (6,948億円)

子を養育するための育児休業を行う場合に給付を行っています。

③ 雇用保険二事業 (1兆3,279億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを図るための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

④ 就職支援法事業 (176億円)

就職支援法事業では、職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図っています。

⑤ その他 (1,791億円)

①から④のほか、雇用保険事業に必要な人件費、事務費など。

上記のほか、雇用保険料については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるよう残余金を積み立てています。

※ 失業等給付、育児休業給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。